



2018年10月3日

各 位

会 社 名 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
代表者名 代表取締役社長 鈴木 篤
(コード番号：8242 東証1部)
問い合わせ先 広報部長 高橋正明
(TEL.06-6367-3181)

公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社子会社である株式会社阪急阪神百貨店は、去る2017年7月19日付「公正取引委員会による立入検査について」においてお知らせしましたとおり、顧客から收受する優待ギフト送料の値上に関して公正取引委員会による立入検査を受け、その後、同委員会による調査に全面的に協力してまいりましたが、本日、同社は、同委員会から、独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

このような事態になりましたことを厳粛に受けとめ、再発防止に努めてまいりますとともに、お客様、株主様並びに関係者の皆様に多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 排除措置命令の概要

株式会社阪急阪神百貨店は、同社及び株式会社高島屋、株式会社近鉄百貨店、株式会社京阪百貨店、株式会社そごう・西武、株式会社大丸松坂屋百貨店の6社の近畿地区における店舗において顧客から收受する優待ギフト送料について、遅くとも平成27年9月上旬までに（株式会社そごう・西武にあつては遅くとも平成28年2月上旬までに）6社が共同して行った、優待ギフト送料の額を300円程度に引き上げる旨の合意が消滅していることを確認する、こと等を内容とする取締役会決議を行うこと及び今後同様のことが行われないよう措置を取る等が命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額 6,758万円

3. 今後の対応

当社グループは、この度の排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、独占禁止法を含む法令遵守の為の教育の更なる徹底と監査体制の一層の強化を図り、コンプライアンス経営を推進してまいります。

4. 業績への影響

本件による連結業績への影響は軽微です。

以 上